

## 第2回地域企業感染症対策支援補助金

### Q & A

#### ※ 補助金には各種の手續や制限があります ※

- 本事業は、県内の中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の持続性に対するダメージを防止・軽減を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手續や各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いします。

(例)

- ・ 補助事業計画や交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。
- ・ 事業完了後は、経理書類等を整理いただいた上で、検査を実施します。
- ・ 本事業で購入した設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要となります（処分とは、補助金で復旧や取得した施設や設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は破棄することをいいます。）。

- この資料は、4月16日時点でご質問が多いと思われる内容や制度の趣旨をお答えしております。今後、記載内容等が変更となる場合がありますので、御留意ください。



地域企業感染症対策支援補助金事務局

栃木県産業労働観光部経営支援課

## 1 第2回地域企業感染症対策支援補助金の内容（申請手続関係）

（問 1-1） どういう補助金ですか。

- （答） ○ 県内の中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の持続性の強化を図ることを目的とするものです。
- この補助金の交付を受けるためには、早期の感染予防に向けての具体的な取組について「補助事業計画」を策定し、感染拡大防止に係る補助金の交付申請を行うこととなります。
- ※ 「補助事業計画」との関係が認められない費用については、補助金の交付申請はできません。

（問 1-2） 感染予防対策とは何ですか。

- （答） ○ 新しい生活様式や業種別ガイドラインを踏まえ、業種ごとに講ずべき感染予防対策を意味します。

（問 1-3） 「補助事業計画」とは何ですか。

- （答） ○ 新型コロナウイルス感染症予防対策として、どの様な取組をするのか。また、そうした取組を実施することにより、自社におけるサービス・生産等の回復等への様な事業効果が得られるのかをご記載いただくこととなります。

（問 1-4） 交付決定前に既に開始した事業は、補助対象となりますか。

- （答） ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく「（第 1 回）緊急事態宣言」の発令日（令和 2 年 4 月 7 日）以降に発生（見積・発注）した経費に係る事業である場合に補助対象となります。
- ただし、書類や写真等による経費及び事業実施の確認が可能であり、事業内容が適正であると認められる場合に限りです。

（問 1-5） 交付申請の時点で店舗等の事業を開始していませんが、補助対象となりますか。

- （答） ○ 令和 3 年 9 月 30 日までに、事業を開始した店舗等は補助対象となります。
- なお、その場合は、写真等により店舗等の事業を開始したことを証明していただく必要があります。

**(問 1-6) 補助金の申請には、「通常手続」と「一括手続」がありますが、違いは何ですか。**

- (答) ○ 通常手続は、補助対象設備等をこれから購入等する場合や、自動検温サーマルカメラの購入は済んでいるがパーテーションはこれから購入するなど、一部未購入の設備等について申請する場合が該当します。
- 一括手続は、令和2(2020)年4月7日以降に発生(見積・発注)した経費で支払済の設備等について申請する場合が該当します。

**(問 1-7) 補助金が支払われるまでにはどのような手続が必要ですか。**

- (答) ○ 補助金が支払われるまでの手続は次の手順となります。
- ①「補助事業計画」の作成 (事業者)
  - ②補助事業計画申請、補助金交付申請 (事業者 → 事務局 → 県)  
(※オンライン申請のみ)
  - ③採択通知、交付決定通知 (県 → 事業者)
  - ④補助事業の実施 (事業者)
  - ⑤補助事業の完了(支払含む) (事業者)
  - ⑥実績報告書の送信 (事業者 → 事務局 → 県)  
(※オンライン申請のみ)
  - ⑦完了検査 (事務局 → 事業者)
  - ⑧補助金の額の確定通知 (県 → 事業者)
  - ⑨補助金請求書の郵送 (事業者 → 事務局 → 県)
  - ⑩補助金の支払 (県 → 事業者)
- 上記のとおり、支払を含む事業完了後に、実績に応じて補助金が支払われます。補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

**(問 1-8) 経費の支払方法について、現金で行うことは可能か。**

- (答) ○ 経費の支払方法は、口座振込が原則となります。
- また、小切手、手形、相殺、10万円超(税抜)の現金支払は補助対象となりません。

## 2 補助対象事業者

**(問 2-1) 補助対象事業者の要件を教えてください。**

- (答) ○ 栃木県内に所在する中小企業者又は中小企業組合等であり、商工会法第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号に該当する者又は商店街振興組合法に定める組合が対象となります。ただし、みなし大企業は除きます。

### 「栃木県内に所在する」とは・・・？

補助対象設備等を設置する店舗等（不特定多数の来客がある店舗、ショールーム、商談スペース、直売所等）が、栃木県内にあることを意味します。

#### （例１）会社の場合

- 【登記簿上の所在地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外
- 【登記簿上の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象
- 【本社の所在地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

#### （例２）個人事業者の場合

- 【住民票の住所地】県内、【店舗等の所在地】県外 → 対象外
- 【住民票の住所地】県外、【店舗等の所在地】県内 → 対象

### 「中小企業者」とは・・・？

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

### 商工法に規定する「商工業者」とは・・・？

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 会社

#### \* 商工業者に含まれない者の例

- ・ 医師、歯科医師、助産師
- ・ 系統出荷による収入のみである個人農業者（林業・水産業者も同様）
- ・ 令和3年10月1日時点で創業を行っていない者

### 「会社」とは・・・？

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例）有限会社となります。

### 「みなし大企業」とは・・・？

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者

- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

（問 2-2）個人事業主は補助対象事業者となりますか。

（答）○ 会社だけでなく、個人事業主も補助対象となります。

（問 2-3）「大企業」及び「みなし大企業」（以下「大企業等」という。）は補助対象者となりますか。

（答）○ 補助対象者には該当しません。

（問 2-4）「みなし大企業」への該当の判断に際し、出資状況等ほどの範囲まで確認すればよいですか。

（答）○ 親子関係までを確認します（孫企業までは及ばないものとします。）。

（問 2-5）事業の実施場所について、地域や市町などの限定はありますか。

（答）○ 栃木県内にある店舗等であれば、地域や市町での限定はなく、県下全域が対象となります。

（問 2-6）補助対象者となれない場合の要件は何ですか。

（答）○ 次の方は補助対象者となりませんので、ご注意ください。

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納の者
- ・賭博、特定の風俗営業事業者

**【参考】補助対象事業者とならない「特定の風俗営業事業者」の具体例**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

○風俗営業（第1項）

（例）パチンコ、麻雀 等

※ただし、第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は補助対象

○性風俗関連特殊営業（第5項）

（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

(問 2-7) 令和 2 (2020) 年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金の交付決定を受けた事業者は、今回の補助金を利用することができますか。

(答) ○ 利用できません。令和 2 (2020) 年度栃木県地域企業再起支援事業費補助金で交付決定を受けた事業者は、今回の補助事業で異なる事業を実施する場合でも補助対象となりません。

(問 2-8) 市町の施設を維持管理する指定管理者は、今回の補助金を利用することができますか。

(答) ○ 市町から施設の維持管理に係る費用の支払を受けている指定管理者は対象となりません。

### 3 補助対象経費

(問 3-1) 補助対象経費の内容はどうなりますか。

(答) ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のために要する経費で、補助事業計画に基づく事業を行うために必要不可欠な下記の経費が補助対象となります。

経費区分	内容 (事業区分)	補助金額 (万円)
1 機械装置等費	・ 不特定多数が出入りする場所への自動検温サーマルカメラ、パーテーション及び二酸化炭素濃度測定器の設置	10~50
	・ キャッシュレス決済、セルフレジ、自動精算機の導入	10~100
	・ セルフオーダーシステム、セルフチェックインシステムの導入	10~100
	・ 券売機、整理券発行機の導入	10~100
2 車両購入費	・ デリバリー、移動販売に必要な専用車両導入 ※ 4月7日時点で新たにデリバリー又は移動販売に取り組む場合に限る。 ※ 汎用性がある車両は対象外	10~50
3 外注費	・ EC サイトの構築 ※ 4月7日時点で EC サイトを有していない事業者が、新たに EC サイトを開設する場合に限る。 ※ サーバー、PC 等ハードの導入に係る費用は対象外	10~100

(問 3-2) 補助金額に上限や下限はありますか。

- (答) ○ 各事業区分の補助上限額は、上記の表のとおり 50～100 万円です。  
1 事業者当たりの補助金額の上限は、300 万円となります。  
○ 下限は、10 万円となります。

(問 3-3) 補助率はどうなりますか。

- (答) ○ 補助対象となる経費の 2 / 3 以内です。

(問 3-4) 補助金交付時の消費税の取扱いはどうなりますか。

- (答) ○ 消費税分は、補助対象とはなりません。補助事業計画及び補助金の交付申請においては、消費税を含まない金額で申請をお願いします。  
また、税込の合計額から値引きが行われている場合の補助対象経費は、値引き前の額ではなく、値引き後の税込金額を消費税率で割り戻して得られる額とします。

(問 3-5) 公的機関の他の補助と併用できますか。

- (答) ○ 国、県及び市町等の公的機関が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません（国の持続化給付金、県の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金等の営業全般の継続支援は除きます。）。

## ★①機械装置等費関係★

(問 3-6) 他の機能が付いた自動検温サーマルカメラが補助対象となりますか。

- (答) ○ 原則として、サーマルカメラ本体又はサーマルカメラ、モニター、スタンドで構成されるもの（消毒液設置台や足踏み式消毒液噴射装置等のオプションを除く。）が補助対象となります。  
なお、モニターについては、汎用性があるタブレット端末等は補助対象となりません。

(問 3-7) 「不特定多数が出入りする場所」とはどのような場所ですか。

- (答) ○ 原則として、店舗等において不特定多数の消費者が自由に出入りできる場所となります。  
例として、スーパー等の売場や居酒屋等の客席といった場所が該当します。  
一方で、会議室、応接スペースといった自由に出入りできない場所は該当となりません。

(問 3-8) 専門学校、学習塾、自動車教習所、スイミングスクールやピアノ教室等の各種教室にサーマルカメラを複数台購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が自由に入出入りすることができる場所（一般の方が自由に入出入りできるロビー、受付窓口や待合スペース）に設置する場合は、補助対象となります。

(問 3-9) 不特定多数が入出入りする場所ごとに自動検温サーマルカメラを設置するため、サーマルカメラを複数台購入する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が入出入りする場所につき1台サーマルカメラを設置する経費が補助対象となります。

(問 3-10) パーテーションは、どのようなタイプが補助対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が入出入りする場所に設置する固定式又は据置きタイプ（空気清浄機等のオプション機能が付属するものを除く。）が補助対象となります。  
なお、機械装置等の導入に要するものであっても、建物等に係る工事・取付工事は、補助対象にはなりません。

(問 3-11) パーテーションや自動検温サーマルカメラをバスやタクシー等の不特定多数が利用する公共交通機関等に設置する場合は、補助対象となりますか。

(答) ○ パーテーションや自動検温サーマルカメラは、本補助金において店舗等に設置することを想定しており、車輦に設置する場合は補助対象となりません。

(問 3-12) 二酸化炭素濃度測定器は、どのような機器が対象となりますか。

(答) ○ 不特定多数が自由に入出入りすることができる場所において、二酸化炭素の濃度を測定し換気のタイミングをはかるための機器が対象となります。

(問 3-13) キャッシュレス決済機器は、どのような機器が補助対象となりますか。

(答) ○ POS※レジやクレジットカードリーダーといったキャッシュレス決済機器の導入に係る経費が補助対象となります。

なお、汎用性があるPCやタブレット端末等は、補助対象となりません。  
※Point Of Sales の略で、販売時点情報管理の意。

(問 3-14) セルフチェックインとセルフレジが一体となっている機器の補助金額の上限はどのようになりますか。

(答) ○ 原則として、どちらか主たる用途により申請することとなり、上限は100万



円となります。

ただし、それぞれの機能に係る見積が分かれて記載されている場合は、セルフチェックインとセルフレジにより申請することができ、上限は200万円となります。

**(問 3-15) 各種自動販売機はセルフオーダーシステム又はセルフレジとして補助対象となりますか。**

(答) ○ 本補助金において、各種自動販売機は補助対象となりません。

**(問 3-16) セルフチェックイン機器は、どのようなものが対象となりますか。**

(答) ○ 宿泊施設等のロビー等入口付近に設置し、非対面による事務処理を行うための専用機器が対象となり、汎用性のあるPCやタブレット端末等は、補助対象となりません。

**(問 3-17) 券売機や整理券発行機は、どのようなものが対象となりますか。**

(答) ○ 発券等を行う専用の機器が対象となり、汎用性のあるPCやタブレット端末等は、補助対象となりません。

## ★②車両購入関係★

**(問 3-18) デリバリー又は移動販売の専用車両とは、どのような車両ですか。**

(答) ○ 道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」、同条第3項に定める「原動機付自転車」および道路交通法第63条第3項に定める「普通自転車」で、本体車両価格(税抜き)のみが補助対象となります。

また、デリバリー又は移動販売を行うために後部座席を取り外すなど車内の改造等がなされている事業専用の車両であることが必要であり、汎用性がある車両は補助対象となりません。

**(問 3-19) 市販の状態の車両をデリバリー又は移動販売の専用車両に改造する場合は、補助対象となりますか。**

(答) ○ 既に改造されているデリバリー又は移動販売専用車を購入する場合の車両購入費が対象となり、改造等をしていない市販の状態での車両の購入費は、汎用性がある車両の購入となるため、補助対象となりません。

また、車両購入費は車両本体を購入するための費用であり、デリバリーや移動販売専門車両を改めて改造する場合の経費は、補助対象となりません。

**(問 3-20) 車両購入に係る諸手続やオプションに係る費用は、補助対象になりますか。**

(答) ○ 自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・燃料代・電気代、その他オプションや諸経費は補助対象となりません。

**(問 3-21) ローンを組んで車両を買ったが、これも補助対象となりますか。**

(答) ○ 補助事業の実施期限(令和3年9月30日)までに全部の支払が完了しない場合は、補助対象となりません。

なお、車両の名義は、交付決定を受けた方の名義であることが補助の条件ですので、ローンの返済が終わった後、所有者の名義を変更しておく必要がありますので、ご注意ください。

**(問 3-22) 車両を購入・使用する際、特に注意すべきことはありますか。**

(答) ○ 基本的な条件として、下記(1)～(4)の事項がありますので、ご注意ください。

- (1) 車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録されていること
- (2) 購入した車両を資産計上すること
- (3) 購入した車両の見やすい位置に判読可能な適正な大きさと、企業名、屋号または当該補助金名のいずれかを表示すること
- (4) 車両運行日誌を作成しておくこと

○ 目的外使用(補助事業計画に記載した事業以外への転用、個人または家庭内での利用等)は一切禁止されます。義務違反があった場合には、当該車両購入費は補助対象となりません。

○ 補助事業で購入した車両(税抜き50万円以上)については、一定期間、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されますので、ご注意ください。

### ★③外注費関係★

**(問 3-23) 補助対象となるECサイトには、どのような機能が備わっていることが必要ですか。**

(答) ○ サイト上に掲載された商品(サービス)を選択し、クレジットカード等による代金の支払い方法を決定した上で、購入できる機能が備わっていることが必要です。

**(問 3-24) ECサイトの構築について、既存のホームページにECサイトを追加した場合は、どの経費が補助対象となりますか。**

(答) ○ 新たにECサイトを構築するために、外部業者に外注する経費(構築、デザイン費用等)が対象となります。

なお、機器については、ECサイト専用パソコンやサーバーであっても、補助対象となりません。

**(問 3-25) EC サイトの開設を機に、ホームページのリニューアルを行ったが、どの経費が補助対象となりますか。**

(答) ○ EC サイト開設に係る経費が補助対象となります。単なるホームページのリニューアルに係る費用は、補助対象なりません。

**(問 3-26) 楽天や Yahoo! (ヤフー) などのインターネットショッピングサイトへの出店に係る経費は、補助対象になりますか。**

(答) ○ ショッピングサイト等への出店に係る経費は、補助対象なりません。

## 4 補助金の変更交付申請について

### 【注意事項】

〔原則として、本補助事業は、補助事業計画申請書に添付した補助対象経費の資料（見積書等）の内容で実施してください。〕

**(問 4-1) どのような場合に補助金の変更交付申請が必要か。**

(答) ○ 次の①～③に該当する場合には、補助金の変更交付申請が必要です。

- ① 補助事業に要する経費の減少額が 30% を超える場合
- ② 補助事業に要する事業区分の相互間の変更額が 30% を超える場合
- ③ 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

○ 相続や法人の会社合併等により、交付決定後に事業者が変更となるなど、交付決定後に何らかの変更が生じた場合には、個別にご相談ください。

**(問 4-2) 交付申請時の見積事業者と実際の納品事業者が変わっても良いか。**

(答) ○ 交付申請時の見積事業者では施工不可などの特別な事情が生じた場合は変更可能です。この場合において、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に補助事業の内容と経費に変更がないことが分かる見積書、納品事業者が変更となった理由書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

**(問 4-3) 設備の入替を行う場合に補助金の交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。**

(答) ○ 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。この場合において、実際に導入する設備についての設備比較証明書が必要となります。加えて、補助事業の内容と補助事業に要する経費に変更がないときは、実績報告時に設備比較証明書、導入設備が変更となった理由

書を提出してください。

なお、内容や金額に変更が生じる場合は個別にご相談ください。

## 5 補助金の実績報告について

**(問 5-1) 実績報告書はいつ提出すればよいですか。**

(答) ○ 【通常手続の場合】 全ての補助事業（施設・設備の復旧整備）が完了し、全ての支払いが終わった日から 15 日以内、又は提出期限の 9 月 30 日のいずれか早い期日までに提出してください。

【一括手続の場合】 補助事業計画申請、補助金交付申請を提出する際に、併せて実績報告書を提出してください。

**(問 5-2) 発注書や契約書は全て提出が必要ですか。**

(答) ○ 原則、内容や金額等が明記された契約書の写しを提出していただきます。

金額が少額の場合などで書面にて契約を交わしていない場合は、発注書等、内容が分かるものの写しを提出してください。

ただし、経費の実績を確認するための請求書、領収書等の支払を確認する書類は必要です。

なお、補助事業については、実績報告時に写真の提出が必要となります。

更に、EC サイトの構築の場合は、画面をプリントアウトしたものを提出してください。

**(問 5-3) 実績報告書を提出してからどのくらいの期間で補助金が支払われますか。**

(答) ○ 実績報告書の提出時期によって異なりますが、実績報告書を受理し、審査及び完了検査終了後、事業者から提出された補助金請求書を県が受理してから概ね 2 週間程度を要します。